

## 第25回参議院議員通常選挙が近づいています

7月には第25回参議院議員通常選挙が予定されています。皆さんの大切な一票を投じてください。

※投票の日程など詳細は、公示日に新聞(朝日、神奈川、産経、東京、日本経済、毎日、読売(五十音順))の各紙に折り込む「選挙特集やまと」および市のホームページでお知らせします。

### 投票できる人

18歳以上の日本国民で、市町村が作成する「選挙人名簿」に登録された人です。なお、選挙人名簿に登録される前に転出した人でも、旧住所地に3か月以上住んでいた場合、旧住所地で投票できます。

### 投票所入場整理券を郵送

投票所入場整理券は、投票日の数日前までに有権者へ郵送します。1通の封書に世帯分(4人まで)を連記で送付します。氏名をよく確認し、自身の分を切り離して投票所へお持ちください。

※同整理券を紛失した場合や届かない場合でも、投票所で選挙人名簿への登録が確認できれば投票できます。

### 選挙公報

選挙公報は、投票日の8日前頃に新聞折り込みで各家庭にお届けします。折り込む新聞▼朝日、神奈川、産経、

東京、日本経済、毎日、読売の各紙の朝刊。

※市役所、各分室・連絡所、各学習センター、各コミセン、市内各駅などで配布するほか、県や市のホームページからもごらんになれます。希望者には郵送しますのでお問い合わせください。

### 期日前投票

今回も市内4か所に期日前投票所を設置する予定です。詳しくは投票所入場整理券に同封する案内などで

ご確認ください。

### 郵便等投票制度

重度の障がいがあり、投票所に行くことができない人のうち、左表のいずれかに該当する人は、郵便等投票制度を利用できます。事前に申請が必要ですので、希望者は早めにお問い合わせください。

### 郵便等投票制度対象者

障がいの種類	程度
身体障害者手帳の交付を受けている場合	免疫、肝臓 1級～3級 両下肢、体幹、移動機能 1級または2級 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸 1級または3級
戦傷病者手帳の交付を受けている場合	両下肢、体幹 特別項症～第2項症 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓 特別項症～第3項症
介護保険法上の要介護者(被保険者証の交付を受けている人)	要介護5

※郵便等投票制度を利用できる人のうち、上肢・視覚の障害(1級または特別項症～第2項症)にも該当する人は、代理記載制度も利用できます。

市選挙管理委員会事務局選挙係  
 ☎(260)5542 FAX(260)5541

## 介護者教室を開催

「たのしくついで転倒予防」を開催します。いつまでも自分の足で歩くために、自宅でできる体操を学びませんか。

とき▼6月26日(水)午後2時～3時30分

ところ▼サンホーム鶴間(西鶴間8-1-2)

対象/定員▼市内在住の介護者など/先着20人

講師▼(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者 鴨下禎子氏

申し込み▼6月24日(月)までに電話で鶴間地域包括支援センター(サンホーム鶴間) ☎(277)2770へ。



健康福祉センター高齢福祉課  
 さいき推進係 ☎(260)5613  
 FAX(260)1156

## 住宅の改修工事に伴い固定資産税を減額

工事完了後3か月以内に申告してください

要件を満たした住宅の改修工事をした場合、申告により固定資産税を減額します(下表参照)。

### 共通事項

対象▼居住部分の割合が延べ床面積の2分の1以上の住宅

申告期限▼改修工事完了後3か月以内

申告方法▼申告書、工事の領収書の写し(①③は現行の基準に適合した工事であることを証明する書類、長期優良住宅の場合は認定を証する書類、②は工事内容の明細書の写し、施工前後の写真も)を持参し、市役所資産税課に申告。

※②と③の減額制度は併用可。

### 災害による減免制度

震災、風水害、落雷、火災などの災害に遭い、土地、建物などに相応な被害が生じた場合、固定資産税の減免を受けられることがあります。詳しくはお問い合わせください。

市役所資産税課家屋償却資産係  
 ☎(260)5237 FAX(264)6093

減額の要件	減額の範囲
①耐震改修工事 ・昭和57年1月1日以前に建築された専用住宅や併用住宅、または共同住宅であること ・1戸当たりの工事費が50万円を超えるもの ・令和2年3月31日までに完了した工事であること	翌年度分の固定資産税(家屋分)を2分の1減額(1戸当たり120㎡分まで)。長期優良住宅の認定を受けた改修は3分の2減額
②バリアフリー改修工事 ・新築された日から改修工事完了日まで10年以上を経過し、次のいずれかに該当する人が居住する専用住宅や併用住宅で、改修後の住宅の床面積が50～280㎡であること(貸家住宅を除く)/65歳以上の人、要介護または要支援の認定を受けている人、障がい者 ・補助金などを除く自己負担額が50万円を超えるもの ・令和2年3月31日までに完了した次のいずれかの工事であること/通路または出入口の拡幅、階段の設置または勾配の緩和、浴室・便所・出入口の戸の改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、滑りにくい床材への取り替え	翌年度分の固定資産税(家屋分)を3分の1減額(1戸当たり100㎡分まで)
③省エネ改修工事 ・平成20年1月1日以前に建築された専用住宅や併用住宅で、改修後の住宅の床面積が50～280㎡であること(貸家住宅を除く) ・補助金などを除く1戸当たりの工事費が50万円を超えるもの ・令和2年3月31日までに完了した次の工事であること(㉑は必須・㉒のみでも可)/㉒窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)、㉑床、天井、壁の断熱改修工事(㉑と併せて実施するもの)	翌年度分の固定資産税(家屋分)を3分の1減額(1戸当たり120㎡分まで)。長期優良住宅の認定を受けた改修は3分の2減額

## 市立病院職員(薬剤師)を募集

採用時期▼来年4月1日(有資格者は欠員状況に応じて今年度中の採用もあり)

募集人数▼1人

応募資格▼昭和54年4月2日以降生まれで、薬剤師資格を有する人または資格取得見込みの人

選考▼書類審査、小論文、面接、健康診断(事後)

選考日▼7月20日(土)

申し込み▼7月10日(水)(必着)までに、大和市職員採用試験申込書(薬剤師)、資格免許証の写し(取得見込みの人は卒業見込み証明書)、資格免許にかかわる卒業学校の成績証明書を直接または郵送で〒242-8602市立病院院総務課へ。

※受験案内と申込書は同課で配布するほか、同病院のホームページからダウンロードもできます。

市立病院院総務課総務調整係  
 ☎(260)0111(代) FAX(260)3366